

平成23年9月8日

【宇賀代表】 では、定刻になりましたので、会議を始めます。

本日の審査の進行等につきましては、省令第23条の規定に基づきまして、代表自治紛争処理委員である私が行うこととします。

本日の審査は、まず両当事者から口頭で陳述していただくこととしており、この陳述に関しては、公開で行うこととします。

また、審査の進め方ですが、はじめに両当事者から20分以内で口頭陳述していただきます。最初に、審査申出人である我孫子市から陳述を行っていただき、続いて、相手方である千葉県から陳述を行っていただくこととします。陳述の後、私ども委員のほうから、両当事者に対して質問させていただきます。その後、両当事者から質問等があれば伺うこととします。

それでは、早速、我孫子市から、20分以内で陳述をお願いします。

【我孫子市】 提出させていただいた書類の中で、一部誤植があったところを訂正させていただきたいところがあるんですが、よろしいですか。

【宇賀代表】 はい。

【我孫子市】 代理人の徳本でございます。

反論書を提出させていたものがあるんですが、その中の11ページ、よろしいでしょうか。反論書の11ページの中段、②本市の反論というところがございしますが、その2行目、「手賀沼、手賀沼」となっていますが、これは「印旛沼、手賀沼」の誤植でございました。失礼いたしました。訂正をお願いいたします。

同じく、13ページ。13ページの下から6行目、昭和30年に、これも「手賀沼、手賀沼」となっておりますが、「印旛沼、手賀沼」の誤植でございました。訂正、よろしく願いいたします。

【我孫子市】 おはようございます。我孫子市長の星野順一郎でございます。我孫子市を代表し、本件審査申出に係る陳述をさせていただきます。

本市は、昨年、平成12年の分権改革により創設された自治紛争処理委員制度を全国で初めて活用させていただき、結果は、県知事は不同意を取り消し、同意基準を公表した上

で、我孫子市との協議を再開すべきであるという勧告が出されました。

千葉県知事により不同意が取り消されて以降、本市は、過去の探索と新たな主張・立証に努めながら、誠意を持って県との再協議を行ってまいりましたが、最終的に千葉県知事は、再度不同意の決定を行いました。非常に遺憾であると思っております。

我孫子市の本件農業振興地域整備計画変更に関する考え方は終始一貫しておりますので、この不同意決定には納得できず、改めて自治紛争処理の審査申出を行わせていただいた次第でございます。このたびの申出の経緯につきましては、ご理解をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

さて、前回の審査では、同意すべきであるとする勧告にまでは至りませんでした。この勧告の中で、「本件事業は、根戸新田の土地の一部との関係においては、農用地の災害を防止することを主たる目的とするものであるとする我孫子市の主張は、前記認定のとおり不十分であるから、再度の協議においては、我孫子市は、このことについて、さらなる主張・立証を尽くす必要がある。委員は、再度の協議においては、当事者双方が積極的に過去の経緯について探究し、誠実に協議することを期待する」との見解が示されました。

また、前回代表委員を務められた宇賀克也先生が執筆された、勧告後の論文も拝読させていただきました。「我孫子市長がそこで示された点について、主張・立証を補強すれば、千葉県知事が同意する可能性があると考えている。勧告において、実質的には我孫子市が負けたという認識は、自治紛争処理委員の認識と異なる」と述べられておりました。

前回の勧告においては、根戸新田の土地との関係で、国営手賀沼干拓土地改良事業が、農業生産性の向上を目的としていたものと推認させるものであるとした一方で、本市の主張について、推認を覆す主張として採用できないとされた点をはじめ、本市の主張・立証が採用されなかった部分に関しては、異を唱えるものでありますが、今回の審査においては、本市がさらなる主張・立証を尽くすことにより、県知事は不同意を取り消し、同意すべきであるとの勧告を行っていただけるものと確信いたしましたので、主張・立証の十分な補強を行いました。

本市は、根戸新田の土地との関係で、国営手賀沼干拓土地改良事業に係る証拠資料がほとんど国や県に保存されていないとされる中で、関連する資料も含めて、可能な限りその探索に努めてまいりました。その結果、県は、今回の事件でこそ、国営手賀沼干拓土地改良事業が農業生産性の向上を直接の目的としていたものと主張しておりますが、昭和45年の都市計画決定の前に作成された基礎資料や、県自身が作成した手賀排水機場の維持管

理に関する資料においては、この国営手賀沼干拓土地改良事業を、農業生産性の向上を直接の目的としていたものとは扱っていなかったことが判明いたしました。

また、勧告の見解の中で、本件事業は、土地改良法の改正に伴い、昭和30年に手賀沼、印旛沼、それぞれ別の事業として計画変更を行い、土地改良法に基づく事業参加資格者の同意を得て確定された事業であって、本件事業について、法施行規則第4条の3第1号イの該当性を判断するに当たっては、計画変更後の事業の目的について判断しなければならないと解されるから、我孫子市の前記主張を採用することはできないとされた点については、その昭和30年当時の計画内容を探索した結果、用水受益地とされていなかった根戸新田の土地は、当時、事業施行地区内の扱いとされていなかったことなどが明らかになりました。

そのほかにも、今回の審査申出に係る提出資料の中で主張・立証を十分に補強しておりますので、委員の皆様におかれましては、審査を尽くしていただき、県知事は不同意を取り消し、同意すべきであるとの勧告を行っていただきますようお願いいたします。

最後に、本審査申出の中で、県知事の説明責任についても主張させていただいております。今日の地方分権の考え方は、平成12年の分権改革当時と比べて、格段に進化しております。平成21年に閣議決定された地方分権改革推進計画においては、国が地方に対して優越する上下の関係から、対等の立場で対話のできる新たなパートナーシップの関係へと根本的に転換し、地域のことは地域に住む住民が責任を持って決めることのできる、活気に満ちた地域社会をつくっていかねばならないとされましたが、これは県と市との関係でも同じであるはずですが、全国知事会も廃止すべきと主張している同意義務付け規定が、現行の農振法には残されているという問題がある中で、県知事には、その運用姿勢が問われております。県知事は、現行法のもとで、同意とするか不同意とするかを判断しなければならないとしても、県と市が対等の立場で対話のできる新たなパートナーシップの関係を構築していかなければならないことを十分に考慮した上で、市の自治事務に関与しなければなりません。県知事におかれましては、本件審査に形式的に対応するのではなく、今からでもみずから進んで過去の探索に努め、みずから進んで説明責任を果たされることを切望いたしまして、我孫子市を代表しての陳述といたします。

よろしくお願いいたします。

【宇賀代表】 引き続きまして、千葉県からも、20分以内で陳述をお願いします。

【千葉県】 はい。千葉県農林水産部農地課長の寺内と申します。相手方、千葉県知事

の指定代理人として陳述させていただきます。

本件申出に対する答弁は、平成23年8月23日付答弁書のとおりでございます。申出書における争点に関する法的主張は、答弁書に記載しておりますので、これを陳述させていただきます。本日は、本件申出に至る経緯や事情などにつきまして、説明させていただきますと思います。

千葉県におきましては、54市町村のうち、50市町村で農振法による農業振興地域整備計画が定められております。農用地区域の面積は、県全体で約10万4,000ヘクタールでございます。ご案内のように、千葉県は農業県でもございます。首都近郊において比較的平坦な土地が広がっており、鉄道網、道路網の整備が今も進む中、農業的土地利用に対する開発圧力は、依然として高い状況でございます。したがって、各市町村においては、優良農地の保全に努めつつも、絶えず農振計画の見直しを迫られており、県に計画変更の事前協議が出される件数は、例えば、本件申出に係る事前協議がありました平成21年度は、市町村数で延べ70市町村、件数にして約1,100件に上っております。このうち、不同意としたものは5件、うち1件が本件の我孫子市根戸新田地区に関するものでございました。

県が市町村の協議に対して可否の判断をするに当たりましては、担当職員が必ず現地に赴き、市町村の説明をよく聞き、時にはアドバイスをし、双方の考え方の理解を深めながら、最終的には同意基準に照らして、同意・不同意の結論を出しているところでございます。単に提出された書類を形式的にチェックするだけで済ませるようなことはしておりません。

昨年5月18日、相手方、千葉県知事に対し、勧告が出されました。中立公平な第三者による迅速な紛争解決という本制度の趣旨にかんがみ、千葉県は、勧告主文のすべてを期限内に措置いたしました。さらに、勧告26ページにございます、「同意の付与は改正前の令第5条の規定に基づき行われるべきである」との意見に従いまして、同年5月31日付で設定・公表いたしました、地方自治法に基づく同意基準におきまして、集団的に存在する農用地の面積に関する経過措置も定めたところでございます。

一方、勧告は、結局、根戸新田地区の土地の一部が農用地区域に含まれるべき土地であるかどうかは、本件事業が根戸新田の土地の一部との関係において、同号柱書の除外事由に該当するかどうかという点にかかるものであるとしまして、この点、我孫子市の主張は、前記認定のとおり不十分であるから、再度の協議において、我孫子市はこのことについて

さらなる主張・立証を尽くす必要があるとまとめてございます。

すなわち、千葉県には手続き上の瑕疵の是正を求め、我孫子市には実質要件該当性の補充を求めるとというのが、勧告のいわば解決へ向けてのスキームであったと理解しております。したがって、再開された協議は、このスキームの枠内で行われるべきとの認識でございました。

昨年の勧告から1年4カ月、この間、私は、星野市長さんとは直接お会いする機会はありませんでしたが、副市長さんとは、何度か本件に関してお話しさせていただいております。勧告のスキームにつきましては、県と市は同様の認識であろうと考えておりました。仮に我孫子市が勧告または千葉県の措置に不服があれば、千葉県知事の同意を求めて高等裁判所に提訴するという選択肢もございました。今回提出されました我孫子市の書面では、勧告は非常に論理に飛躍のある判断をしており、これを是認するものではないという主張部分もございますが、そうであれば、訴訟の場に持ち込まれたほうが解決が早かったのではないかという感想を持った次第でございます。

もとより千葉県は、市町村が責任を持って策定した計画は、尊重するところでございます。本件におきましても、市の将来を見据えた星野市長さんのお考えには、敬意を表するものでございます。しかしながら、県は、法に基づいて、同意するか同意しないかの二者択一の判断をする責任も有しております。また、これは自由裁量により行使をすることはできない権限でございます。本件で争われているのは、約14.8ヘクタールの農地を農用地区域から除外することの是非でございますが、今回の申出に対する結論及びその理由によっては、冒頭に申し上げた、年間1,000件を超える農用地区域の除外・編入案件にも影響が及ぶことも考えられます。自治紛争処理委員の明快なご判断をお願いする次第でございます。

以上でございます。

【宇賀代表】 それでは、委員の方からご質問等がありますか。

【大橋委員】 すみません、我孫子市の方にお聞きしたいのですけれども、今回、また最初のシーンに戻りましたので、少し制度的なところといたしますか、勧告を書いた場合に、当事者の方に納得いただくのももちろんですけれども、市民の方とかもお読みになると思いますので、そういう方が抱くであろう素朴な疑問というようなことについても、ちょっと考える必要があるのかなと思って質問させていただく次第です。

例えば、素朴に考えますと、基礎調査を行って、事情が変わったということがわかった

というようなお話だったですね。そうだとすれば、13条の2項に基づいて、農用地以外のものに転用する予定ですのでという形で、変更の手続きを進められるというようなことが普通なのかなというような印象を一般には持たれるんだと思うんですが、それがあえて今回、この2項は出てこなくて、1項のほうの問題で変更を希望されたという、ここのところの経緯を説明いただきたいということが1点目です。

2点目は、今回中心になっている、防災事業だということの主張です。事業の最初から、ここは農用地として保護するという制度として、今日まで維持されてきたということは、市も県も市民の方も、みんなそういう形で制度的に維持してきて、今回それを変更しようということだと思うのです。そうだとすると、この防災事業だという主張が、もし最初からこれが防災事業だということであれば、その前のところがそもそももう間違っていたという、そういう主張ですか。それとも、そういう見方はされないで、当初は農用地を守るということがあったのだけれども、事情が変わった中で、防災事業としての性格を非常に強めたので、今回はこの括弧書きの中に該当しますという、そういう主張ですか。ある事業の性格とかを判断する場合に、事業を実施した主体が最初に決めたことがある程度尊重されるというのが一般的な制度だと思うのですが、そうではなくて、事情変更に基づいて事業の性格が変わるといふ、そういう見方をされているような主張のようにお見受けしたのですけれども、そのところをもう少し細かくといふか、正確に説明していただきたい。これが2点目の質問です。よろしくお願いします。

【我孫子市】 1点目の経緯について、私、徳本のほうからご説明申し上げます。2点目のほうは、島田のほうからお話しさせていただきます。

もともと、何でこの13条2項でやらなかったのかという件ですが、13条2項の規定は、転用に伴う除外を予定している条項だと考えております。例えば、ここの農用地区域の、例えば一部、この場所について、ガソリンスタンドにしたいとか、公共施設にしたいとか、そういうときにこの条項を活用して、その部分その部分について除外をしていくときに、これを運用していくんですが、今回、14.8ヘクタールを一括して除外をしようという考え方には、この13条2項の適用はなじまないというふうに判断をして、全体まとめた手続きとしては、今回の全体の計画見直しの中で扱わせていただいたということでございます。

特に、この見直しに当たっては、経緯がいろいろとあることは前もお話しした経緯がありますけれども、ここの農用地区域は14.8ヘクタールあって、20ヘクタールという集

団農用地の基準面積がございまして、その基準面積に満たない地区である。また、土地の基盤整備についても、農振法の規定による基盤整備事業の対象地としてはみなされないという判断の中で、もともと農用地区域としては設定すべき対象ではなかったと思いますが、その農振法の中の5項の中で、その土地について、特段の理由があればというか、その区域を農用地区域に設定していても構わない条項がありますけれども、その範囲の中で、地元の方とも、その時点では農用地区域の除外という話が持ち上がっていなかった経緯の中で、なるべく農業振興を図っていくというスタンスで我々きたところ、それが、平成15年に地元の方々が、9割以上の方、地権者が除外を求めて、請願を議会に出されて、議会も採択されて、それで、農家の方々の意向も十分把握しながら、どういうやり方がこの地区は望ましいのかなと、それもひざをつき合わせながら、もう何年もお話しさせていただいた経緯があります。その上で、農振法の農用地区域の設定要件に満たないのであれば、その除外は適当だろうというふうに最終的に判断をして、計画変更をつくらせていただいたという経緯でございます。

【我孫子市】 ご質問いただいた2点目の点ですが、事業目的自体に事情変更があったというとなえ方は、こちらはしておりません。ただ、今回、もろもろ調査いたしまして、当初から防災目的だったということが、今回、過去の資料、乏しい資料の中から確認をしたという主張でございます。

【高橋委員】 いいですか。

【宇賀代表】 どうぞ。

【高橋委員】 今回の1点目ですけれども、我孫子市のご説明からしますと、13条1項を使う理由は、2項だと個別的な地区除外しかできないけれど、1項では包括的な地区除外ができるからだとおっしゃったのですよね。そうすると、2項のほうは転用目的で使う場合が多いわけですから、1項の場合も基本的には転用目的で、今回も一括して除外したいと、そういう趣旨で理解してよろしいですか。

【我孫子市】 今回は、随時の計画変更ではなく、5年単位で通常それ（基礎調査の意）をやって、それに伴う全体見直し、その中で計画変更案に盛り込ませていただいたものです。ですから、その中で、農用地区域の設定要件を満たさない地区、なおかつ、地元からも要望が出されていて、我孫子市としても、そこを除外することが適当だという判断をしましたので、今回の全体の見直しの中で外そうということにした経緯でございます。

【高橋委員】 そうすると、目的自体は転用目的であるというふうに考えてよろしいわ

けですか。

【我孫子市】 いえ、それは前もお話ししたかと思うんですが、そういう転用計画が個別にあるわけではなく、要は、農振法の要件を満たさないというふうに判断したから、計画変更するということでございます。

【高橋委員】 昨年いただいた資料では、この地域についての将来像は、農業的利用を中心として考えていると答弁書あるいは反論書でおっしゃっていましたよね。そうすると、将来的に農業的利用を中心とするとお考えならば、農用地区域をあえて外すことの意味というのがあると思うのですが、我孫子市にとっての意味について教えていただけますか。

【我孫子市】 先ほどもお話ししましたように、農用地区域の設定基準に満たないということが大前提でございまして、なおかつ、地元の地権者の方々が、ここについては、将来農業を、当面は別として、将来にわたっては非常に不安があって、まとまって除外を希望されたという経緯があります。さらに、議会でもそれを請願を採択したと。我孫子市は、そこをどうするかという判断が迫られていたわけですが、単純に、そこを何でも使っていていいですよということにしていこうというふうには考えていたわけではなく、そこについては、なるべく農業を続けていただける仕組みをつくるのが適当だと思っていたから、それについては、農舞台構想をつくったり、また、条例を別途制定させていただいたり、その地元の地権者の皆さんと合意を得ながら、その土地の、我孫子市のその根戸新田地区ならではの農業のあり方を一緒に考えていって、その上でつくった計画案でございます。

【高橋委員】 一般的に申し上げて、地元の地権者の方々が、設定されている農用地区域を除外してくれという場合には、大体、すぐには転用する目的ではないにしても、いずれは転用するために譲渡したいからと、そういう理由で区域設定を除外することを望む場合が多いと思うのです。

今のお話だと、今後とも農業的利用を中心としていきたいというのが、我孫子市の意向であると。他方で、地権者は区域除外を外してほしいということ。その地権者の方々の区域除外を外してほしいという理由は何なのでしょう。

【我孫子市】 その真意のところの最後までは個々確認をしているわけではなく、全体としての集落での座談会だとか、個別に農家を訪問したときのお話で感じているところと言えば、将来についての不安が、1つは大きいんだろうなというふうには思います。

【高橋委員】 具体的にはどういうことですか、将来について不安というのは。

【我孫子市】 後継者がいない状況があります。

【高橋委員】 そのことと、今すぐ農用地区域を外すことと、どういう関係があるのですか。

【我孫子市】 農家の方々は、例えば、これが相続になったとしても、もう物納になるという場合などでも、農用地区域のままでは、なかなか物納に応じてもらえない可能性が高いとか、また、仮にその土地を別の形に使おうというふうに思ったとしても、そのときの運用、自分たちの将来設計も差しさわりがあるとか、その辺はいろいろ考える方、個々にいらっしゃったかとは思いますが。

あくまでも市が今回計画変更しようとしたのは、農用地の設定基準そのものに、要は満たないということの判断がまず前提にありますので、その中で、農振法の10条3項5号ですか、それにも該当しないというふうに判断されて、なおかつ、地元の皆さんが除外を希望されるならば、それは除外をして変更することがやむなし、適当だろうというふうに判断したと。

【高橋委員】 そうしますと、市のこの地区についての将来像、農業的土地利用を中心とするという将来像と、地権者の方々の、この農用地区域を外してもらった後の土地利用の将来像というのは、必ずしも一致しているわけではないということですね。

【我孫子市】 はい。それは個々の農家の思いがあるでしょうから、それは個々に違うというふうに思っています。集落全体として、後継者がいない状況などにも、それぞれ事情の違いもあるし、相続が近いというふうに思われている方もいれば、まだ先の話だと思っている方もいるし、実際に病気なんかを抱えていて、耕作できない状況になっているような農地もありますし、それぞれ個々思いは違うんだろうなというふうに思いますが、全体としては、先ほど話しましたように、集落でまとまった形で議会に請願を出したり、そういう動きをされたのは、その辺の意思統一、意識は共通してあったんだろうなというふうに思います。

【高橋委員】 とりあえず以上です。

【宇賀代表】 我孫子市の寿地区と、それから、柏市の北柏地区の市街地区域の編入に関しまして、根戸新田の土地と受益が共通しているし、位置も近接しているから、同列に考えるのが合理的だという主張をされているのですけれども、我孫子市は、前回の審査で、事業の目的判断では、根戸新田の土地の一部との関係においてそれを見る必要があるという、そういう主張をされておりました。その主張は今回も変わっていないというふうに理

解してよろしいでしょうか。

【我孫子市】 変わっていません。

【高橋委員】 我孫子の方が続いていますので、もうちょっと。私のほうから1点よろしいですか。

【宇賀代表】 はい。

【高橋委員】 補充説明書、あるいは今回の審査申出書に、いずれにも書かれているかと思うのですが、土地改良事業の同意の問題を大分取り上げられていますよね。要するに、勧告で、「同意を得て行ったのが土地改良事業だ」というところに批判を加えられていて、その具体的な中身というのは、要するに、根戸新田の地権者について言うと、昭和38年に計画変更がなされていて、当初は用水改良が目的であったから、したがって、根戸新田の付近にも揚水機場ができる予定であったと。つまり、用水受益地でもあった。排水受益と用水受益の両方であったと。ところが、昭和38年の計画変更で、揚水機のほうの事業が中止になり専ら排水受益だけになったと。したがって、そこは計画が変更されていると。ところが、その点についての同意を得ていないと。そういうご主張でしょうか。それとも、昭和30年の最初の土地改良事業のところ、昭和30年の段階での同意を問題とされているのか。どういうレベルでの同意を問題とされているのかということ伺いたい。

【我孫子市】 この中で見解が述べられている、同意を得て確定したはずの、この土地改良事業の、同意をしていたというのは、どれを対象にご判断されたのかなということで、それを検証してみようということで探索したもので、33年の事業の概要書というのが見つかりましたので、それで確認をしたところ、要は、その後38年の計画変更等があると思うんですが、その30年当時というふうに思われる、その事業の内容については、根戸新田地区で見て言えば、矛盾があるだろうなど。仮に30年について同意を得ていたという——同意書自体はないので、なかなかその同意の対象、また、同意の中身がわからないんですが、仮に同意が30年のものだというふうにすれば、その30年当時同意していたものというのは、その後、今ある受益のものとは違うんじゃないですかということをご指摘させていただいた。

【高橋委員】 そうすると、その計画変更についても同意を必要とするべきだという、そういうお立場ですか。

【我孫子市】 土地改良法の運用で、どういうふうに協議がなされたかも、要は、経過

がわからないので、同意そのものが残っていないというのがありますから、それがどういうふう運用されたのかわからないですが、実態として、その地権者、地域の方々の納得が得られた事業で今現在の受益の問題が扱われているのかどうか、その辺はやはり別にと
いうか、しっかり見なきゃいけないだろうなというふうに思うんですね。

【高橋委員】 計画変更には同意は必要ないですよ。

【我孫子市】 はい。また、それが必要でないというふうにしたとしても、というのは、その辺も、したとしてもということも書かせていただきましたけれども、実態として、非常に大きな事業内容の変更で、その地権者にとってみれば、メリット・デメリットで言えば、非常に大きな違いが出てくるような事業の変更について、実態として納得はされていたのかなというのは非常に疑わしい。用水も行われるはずだった、その根戸新田地区が、用水がなくなったり、また、当初の事業の組み立て方としては、用水の受益地のみ事業の実施地区とされていたのが、今後は、その後の計画変更の中では、用水受益以外の、排水受益だけのところも事業地区なんだというふうにされていくとか、経過が全くわからない。そういうのを十分検討してご判断をいただきたいなという次第でございます。

【高橋委員】 3分の2の同意をとれていなかったということを主張されているわけではないのですか。

【我孫子市】 はい。それは、法的にどういうふうに当時運用されたかということも定かではないので、そこを主張はしようがないなというふうに思いますが。

【高橋委員】 そこを主張されているわけではない。

【我孫子市】 それをすべきだったのではないかとということ主張しているわけではない。

【高橋委員】 そこをというのは、3分の2をとるべきであったということ主張されているわけではない、ということですね。

【我孫子市】 その法の運用で、同意をすべきというふうに我々が言っているわけではなくて、その当時の実態として、納得を得られたもので事業計画変更されたのかどうか、また、勧告の見解で言われた、昭和30年当時の同意があったはずだと言われた中身が、その後の計画変更で、排水受益地のみも事業実施区域としてみなされて、そこが農業の生産性を向上することを直接の目的とするような事業の区域なんだよと扱われていったことについては、矛盾があるんじゃないですかという考え方をお示しさせていただいている。

【宇賀代表】 農業関連事業の実施状況図と優良農地区域図について、両図面において

根戸新田の土地の一部が図示されていないということなのですから、これは、千葉県の方にお伺いします。これは、図示されるべきなのに図示されていないということなのか、もともと図示される必要はなかったのか。そのあたり、もしわかりましたらお答えいただきたいと思うのですが。

【千葉県】 千葉県の代理人、岩崎です。

都市計画の基礎調査で作成された図面だと思うんですね。これは、県の都市部——当時土木部と言っていましたけど——で作成したものではあるんですけども、この趣旨からいう標目というか、題名とかを見ますと、農業関連事業実施状況図となっておりますので、素直に考えれば、農業的公共投資をしたところはすべて図示されるべきものであったと思います。ただ、それは推認ということで、根拠は、特段の証拠があるわけではありません。

【宇賀代表】 はい。

【大橋委員】 千葉県の方にお聞きしたいのですが、千葉県の文書とか関係資料の保存とか、保存のルール、特にこういう土地が絡むようなものについて、今回、紛争で一番皆さんが困っているのは、基礎となる資料がことごとく出てこないというところの問題が1つあると思うんですね。ですから、そのこのところのルールとか事務、それが適切に行われていたかどうかというところのご認識を含めて、ちょっと教えていただけますか。

【千葉県】 引き続き私からお答えしますが、当時、昭和45年当時でございますけれども、県には処務規程という訓令がございまして、その中で、文書の保存の方法とか保存期間などについて、文書それぞれ事業ごとというか、各部ごとに、土木部であるとか、農林部であるとか、総務部であるとか、分類をしまして、保存をしておりました。その処務規程に従いまして、今回問題とされております資料について探索をしたわけですが、保存期間が当時永年とされていた分類の中には、今回目当てとするような文書が入っているだろうと思われる分類のものはありませんでした。

そうなりますと、都市計画の関係の文書等は、5年だけ？

【千葉県】 5年。

【千葉県】 5年という保存期間が当時定められておりましたので、その期間が過ぎた後に廃棄されているというふうに考えました。

ただし、規程はそうになっておりましたけれども、県には書庫とか文書館とか、古い文書が残っている場所がありますので、そこも行きまして、段ボールの中などを見たんですけども、やはりなかったと。

それから、もしかしたら常用文書として各関係課に残されている可能性もありますので、当然、私どもの課のほかに、現在は都市部のほうの都市計画課というところがございまして、その書架、ロッカーなども探したんですけども、やはりなかったということでございます。

【大橋委員】 その文書ルールは、今日も同じですか。

【千葉県】 処務規程というのは、その後いろいろ変遷しておりまして、現在は文書管理規則というふうになっております。内容も若干変わっております。

【大橋委員】 期間はかなり長く、永年とかになっているんですか。

【千葉県】 重要な文書は長期という扱いに、長期保存という分類になっておりますけれども、今回の関係する都市計画の関係の調整に伴う調書類は、長期という保存期間ではなくて、10年ということにしております。

【大橋委員】 それも10年ですか。

【千葉県】 はい。

【大橋委員】 都市計画基礎調査とか、そういうものも10年ですか。

【千葉県】 都市計画基礎調査は、永年ということで、都市部のほうで区分していると思います。

【大橋委員】 あと、文書管理の点について、もう1点お聞きしたいんですけども、今回新しく農業関連事業実施状況図とか優良農地区域図というようなものが出てきて、それについても我孫子市と千葉県の間で、いろいろ正確性についての議論があって、外部の人間にわかりにくいのは、作成主体である千葉県のほうが正確性に対する疑問を呈するという点です。ちょっとこれ、なかなか勧告で書いてもよくわかりにくいところなので、そのところはどういうご認識なのかということと、この両図面において、この根戸新田の土地の一部というのは、図示されるべき必要があったというふうにお考えなのかどうか。

【千葉県】 この図面は、都市計画法に基づく、6条だったと思いますけれども、都市計画基礎調査ということで、千葉県の土木部の関係課が主体となって作成したものですけれども、そもそもこの図面を作成するに当たっては、我孫子市から資料をいただいたり、我孫子市のほうに調査をお願いして、我孫子市の都市部のほうだと思っておりますけれども、県と協力して、県の県名というか、最終的には土木部計画課という名前で図面は作成しております。調査もそうしております。

ちょっと話が飛んで、ややこしくなって恐縮なんですけれども、現在、都市計画の線引

きに当たっても、やはり都市計画基礎調査というのをやっています、それは県がやるんですけれども、実際にはどういう運用をしているかと申しますと、市町村に事業を委託して、委託を受けた市町村が、さらにコンサルタント、専門のコンサルがいますので、そこに委託をして実施しております。その成果品を県がいただきまして、委託事業の成果品をいただきまして、基礎調査ということで、図面等の作成をしたということになっております。

当時の実態もおそらくそうではなかったかと思うんですけれども、そこはちょっと立証できませんので、推測になってしまいますが、この図面、こうした図面を作成するに際しては、基本的にとりか、もう都市部のほうで作成しております、実態も、事実上も、農林部のほうで、この図面の適否について論ずるとか、作成に当たって関与するとか、そういう仕組みになっておりません。そうしますと、都市部のほうで農業関係のところに調査をしまして図面をつくっていると思うんですけれども、先ほどのご質問ですと、根戸の関係では事業はどうだったのかということですので、今考えますと、これは国営事業でございますので、当然、全部が図面に落とされなければいけなかったものだというふうに考えております。

若干答弁書でも主張させていただきましたけれども、埋め立てでつくった干拓地も色塗りされていないということもありまして、それをとらえますと、千葉県作成なのに何だというところは委員ご指摘のとおりでございますけれども、やや正確性に疑問があると考えておるところでございます。

【高橋委員】 今の関係でよろしいですか。

今の点ですけど、答弁書の13ページの下から7～8行目で、「これら図面の作成にあたり県の農林部局と土木部局が協議・調整などをしたことはなく」と書いてあるのですが、ここ断定されていますけど、本当にはないのですか。

【千葉県】 はい。私の経験で申し上げますと、農地課で今5年ほどやっております。それから、昭和63年からもう農地課にありまして、当時からこういう線引きの仕事があるのを知っておりましたけれども、この基礎調査の作成、基礎調査における段階で、都市部のほうから農林部のほうに協議があったり、作成について検討したりということは一切ないです。

【高橋委員】 そこは私にはわかりに信じがたいのですが。我孫子市が、この点は言えますけどね。

この基礎調査というのは、市街化区域に編入するための基礎調査ですよ。

【千葉県】　　そうです。

【高橋委員】　　他方で、市街化区域に編入するに当たっては、農業サイドと調整についての通達いろいろ出ていて、調整措置を、場合によっては、経なければ編入できないわけですよ。だから、市街化区域に編入する際の基礎資料なのだから、当然に、農業サイドではどういう事業区域がありますとか、どういう事業がどこで行われていましたとかということを示しておかないと、編入のときに困るのではないですか。

【千葉県】　　はい。その点でございますけれども、この基礎調査は、都市計画の線引きの原案をつくる時に使うものだという認識でありまして、この基礎調査の結果、都市部のほう、もちろん市町村と調整というか、協議をして、ある一定の区域、エリアの線引きをする原案をつくります。その原案を持って、農林部のほうに調整に行きます。その調整の中で、国の通達で示されている、設定調書と我々言っていますけれども、その調書を作成します。その設定調書の中には、どういったところで公共投資していますかとか、どういう類の事業ですかなどということがあって、ずっと問題となっている45年当時の農林関係調書、いわゆる設定調書なんですけれども、それがあれば、もしかしたら、そのところにどういう位置づけの事業だったのか、もしくは、その設定調書自体に載っていたのか載っていないのかということはおわかってくるんですけども、残念ながら、ない。そこはちょっと残念なんですけどね。

つまり、この基礎調査の段階では、まだ農林部には情報はない。この基礎調査をもとに、都市部のほうで原案、線引きの原案をつくった段階で、初めて原案に沿った形でその調整に来る。そのとき、「ここは事業をやっているんじゃないの」というような指摘を農林部のほうです。それが積み上がって行って、調整した結果、線の場所がこっちに行ったり、こっちに振れたりということになってきます。

【高橋委員】　　もう1点よろしいですか。

今の点と関わりますけど、例えば、土地改良事業区域ですと、調整措置が必要だという通達がありますよね。具体的に、調整措置というのは、例えば、どんなものをイメージすればよろしいのですか。

【千葉県】　　いろいろ項目はあったかと思うんですけど、例えば、都市計画区域の市街化区域に入りますと、農地転用が届け出で済むとか、規制が緩くなりますので、どんどん農地じゃなくなっちゃうと。そうすると、農家の方が離農するということになるので、離

農後のその方の生計についてはどうするんですかと。それから、代替地でほかに手当でするんですかとか、あとは、補助金の関係、返還しなきゃいけないものも出てまいりますので、事業をしている場合には、その補助金の返還についてどう処置されるか。

それから、ある事業を実施したところが、部分的に市街化区域に編入されますと、周辺の事業、そして、市街化区域に編入されない部分に影響するおそれもありますので、事業実施主体の意見、そういったことを調整します。

【高橋委員】 そうしますと、今回は、調整措置があったかどうかということも含めて、確認できなかったということですか。

【千葉県】 そうです。

【大橋委員】 釈明を求められている事項の中で、覚書の適用という問題、昭和45年の市街化区域の編入に関連してということですが、そういう覚書が適用して、市街化区域編入がされたという実例というのは、資料とかで示すことはできるんですか。

【千葉県】 基本的に線引きで多いのは、既に市街地化されているところを市街化区域に含めるという例が基本的にありまして、これから市街地を形成していくところとして、農地とか、都市計画上必要なところを編入していくということもあります。

ですので、既に農地じゃないところ、公共投資をしたけれども、個別的に除外なり農地転用の許可を得て、住宅が建っているようなところを市街地に含めるということもありますので、実例はあります。

【大橋委員】 その資料というのは、求めに応じて、証拠提出できますか。

【千葉県】 資料、ここは難しいのですが、覚書を適用してというところの資料というのはないですね。結局、その覚書があるから市街化区域に入れることができるという判断をしているということなので、これは覚書の適用で入れますとか、そういう資料はないです。

【高橋委員】 私ももう1点、千葉県の方に伺いたいのですが、紙での資料は残っていないとしても、例えば、当時の担当されていた方とか、そういう方々のお話を伺ったりすることは可能ですか。そういう手法での調査というのは可能ですか。

【千葉県】 40年前なので。

【高橋委員】 当時30歳だとすれば、まだ70歳ですよ。だから、まだおそらく当時のことを覚えていらっしゃる方はいると思うのですが。

【千葉県】 ここまで細かい話を覚えているかどうかは、ちょっと疑問ですけども、

話を聞いてみることはできるかもしれないですね。ただ、これ、あくまでも県が線引きをしていますけど、地元を無視して、勝手に線を引くなんてことはできませんので、我孫子市の、まず都市部の方と県の都市部が相談をして決めてきたものですから、逆に言うと、県の担当者もそうですけれども、市のほうの担当者の方のほうで、当時のご事情は詳しいんじゃないでしょうか。

【大橋委員】 千葉県の方、我孫子の防災事業だというところの主張について、お考えをちょっとまとめて教えていただけますか。

【千葉県】 さきの勧告で、主張・立証不十分ということで、今出されている証拠では防災事業等は認められないんだということだったと思いますけれども、それに対して、今回、主に資料がないというご主張で、資料がないということは、重要な事業とはみなしていなかったんだろうというご主張だと思うんです。

そうすると、資料がないことが本件事業の目的を立証することになるのかということだと考えると、新たな証拠物が出てきたわけではありませんので、その点からして、委員の勧告で、防災事業ではないという認定をされた点から、これが防災事業であるというふうにご考え方が改まるということはないというふうにご考えております。

【宇賀代表】 それでは、続きまして、両当事者から質問等があれば、伺いたいと思います。発言される際には、私に許可を得た上で発言してください。

まず、我孫子市から何かご質問等がありますか。

【我孫子市】 いや、現時点では特にございません。

【宇賀代表】 続きまして、千葉県から何かご質問等がありますか。

【千葉県】 ございません。

【宇賀代表】 特に両当事者からご質問等がないということですので、時間もそろそろ参りましたので、公開の審査を終了したいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、公開の審査は終了させていただきます。ありがとうございました。